

## 第190回 山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和6年8月29日（木）14時00分～15時30分
- 2 場 所 あこや会館 ホール
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 阿部（俊）委員、岩村委員、小関委員、寒河江委員、柴田（桂）委員、吉田委員、菅家[藤田]委員、西村[佐藤]委員、川崎[平川]委員、鈴木（邦）[清野]委員、小松委員、齋藤委員、吉村委員、丹野委員  
[ ]：第2号委員代理出席者  
14名
- 欠席委員 板垣委員、柴田（智）委員、渡辺委員、佐竹委員、佐藤委員、鈴木（浩）委員、阿部（恭）委員、加賀委員、長谷川委員、  
9名
- 5 事務局報告
  - ・オンライン併用開催の留意事項を説明
  - ・配布資料について説明
  - ・本審議会が開会要件を満たしていることを報告（委員23名中、出席者14名）
- 6 議 事
  - (1)知事説明・審議  
(議 長)  
それでは、議事に入ります。本日の審議会は、公開といたします。  
本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。岩村幸姫委員、寒河江忠委員以上の両委員にお願いいたします。  
今回、本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2案件でございます。  
付議事項について当局の説明をお願いいたします。  
  
(森谷県土整備部次長)  
県土整備部 次長の森谷でございます。  
本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして厚く御礼申し上

げます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって本審議会に付議する案件について御説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。本日の案件は、2案件でございます。

1件目が、議第1号「酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、2件目が、議第2号「高畠都市計画道路の変更」でございます。

議第1号「酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」は、都市計画基礎調査等の結果を受けて、基準年次、及び目標年次、都市づくりの方針と取組方向等を更新するものでございます。

議第2号「高畠都市計画道路の変更」は、東北中央自動車道南陽高畠インターチェンジから高畠町市街地までを東西に結ぶ、都市計画道路深沼旭町線について、交通安全道路事業に向けて道路構造を精査した結果、都市計画変更をするものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、審議に移ります。

議第1号に「酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、都市計画課 井上課長が説明)

(議長)

はい、ありがとうございます。ただいま説明あった件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(小松委員)

これまでの経緯と今後の進め方の資料を拝見して、県以外の方々から意見をいただく機会がそれぞれあったと理解をしております。市町からの意見はなかったということでしたが、例えば2月8日の住民説明会での意見であったり、国との協議のときの意見であったり、審議会の幹事会での意見であったり、ここに至るまで、どのようなご意見をいただいたのか、また、そうしたご意見に対してどのように対応されたのかお伺いしたいと思います。

(議長)

はい、お願いします。

(井上課長)

はい。住民説明会につきまして、説明会に参加いただいた方5名ほどおりまして、その中で、ご意見を頂戴しております。具体としましては、酒田市内には、火事で延焼しないように、防火・準防火地域の指定をさせていただきます。酒田大火があつて、防火・準防火地域に指定されているということは理解しているけれども、指定があるために、住宅を建てにくい環境があるというようなことがあつて、酒田市内はなかなか住宅が更新されない、立地適正化計画において、都市機能ですとか、居住誘導の区域として、市街、旧市街地あたりを優先的に誘導しているような方向性になっているがそういったことがなかなか難しいのではないかというような意見を頂戴しました。それらのご意見に対して、区域マスの方向性として概要版2枚目の区域毎の将来市街地像(1)酒田都市計画区域に記載のとおり、県としては酒田大火の教訓をもとに、オープンスペースの確保ですとか、まちなかの空き地等を利用しての防災に資する空間を作るというような方針を打ち出しております、という説明をさせていただきました。また、防火・準防火地域については酒田市の決定になりますので、今後も市と調整をしていきたいということも申し上げました。しかしながら現実として、防火・準防火地域を解除することは難しいと思いますので、そういった意味では、小さな市街地の再開発、区画整理などを使って、区画を大きくしていくとか、そういった工夫をしながら、まちなか居住に向けた対策を取っていく必要があるのではないかなとお伝えしているところです。

(小松委員)

はい、ありがとうございます。説明の中で住民説明会5名の出席とのことでした。やはり少ないなという印象を持ちます。こうした区域マス、変更してリセットしていくのであれば、ある程度住民の理解・同意を得ながらやっていくことが、都市計画としても大事なことはないかなと感じたところです。ところで住民説明会について、どのように周知して、お知らせしたのでしょうか。

(井上課長)

事前に市の広報や県のホームページで周知させていただきます。

また、原案につきましては、説明会が終わった後、庄内総合支庁、各市町、県庁で縦覧しましたが、昨年度から、国の方針では、縦覧図書をホームページに載せて、広く住民の方に周知させるという方向性になってきておりますので、この原案につきまして

も、県のホームページにも併せて掲載いたしました。アクセス数を見ましたところ 133 件でしたので大分関心を持っていただいたかなと考えております。

(小松委員)

はい、ありがとうございます。そういう形で、今の時代に合わせてご意見を皆さんに見ていただけたことは良かったと思います。我々も議員発議の条例などを作る場合には、パブコメを募集したりいたしました。見ているだけじゃなくて、ご意見をいただくということも大事かなと思うのですが、それはパブコメのようにご意見もいただけるようになっているのでしょうか。

(井上課長)

縦覧につきましては、見ていただいた後に意見書を提出していただくことも可能となっております。ただ今回は意見書の提出はありませんでした。

(小松委員)

はい、わかりました。ぜひ意見を出しやすいように、縦覧した後、郵送で意見書を提出するとなると、やはりそれはなかなかやりにくいこととなりますので、せっかくネットでも見れるようになっているわけですから、今後、意見聴取もパブコメのように、もっと簡易に、住民の方々が参加できるようにしていただければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。少し私から補足させていただきますと、最初に課長から説明があったように、都市計画の方針として 2 段階となっております。まず最初に県がその区域マスで、このエリアの大方針を決定し、次に、市町村がそれに基づいて、それぞれの都市計画を定めていくのですが、そこで、活発な住民参加が行われていきます。これが平成の都市計画法改正の仕組みとなっておりますので、委員ご指摘のとおり住民の参加が少ないというのは、区域マスはこういう大方針であるがゆえに、なかなか住民目線ではわかりにくいということがあって、次の市町村が策定するの都市計画になると、地区別に具体的なものが出されますので、住民の方々が活発に、皆様意見を交わされることとなります。

(小松委員)

はい、わかりました。

(議長)

他にご意見ご質問ございますか、はい。

(吉村委員)

説明資料1の3枚目に、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制及び災害ハザードエリアからの移転促進等による安全なまちづくりを推進しますという記載があります。ここ最近では激甚化している災害が続く中で、今後の災害ハザードエリア、これはレッドゾーンとか浸水想定区域等になると思いますが、今後ハザードエリアの廃止とか、どのような流れになってくるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(井上課長)

はい。今後ということですが、区域マスの下に、市町村のマスタープランがありますけれども、そこに立地適正化計画がございますが、具体の居住を誘導していくエリアというようなことを定めて行くこととなります。その際には、そこにハザードエリアを入れないように市町村に対し指導しております。住民の方々、あとは例えば今後住宅を購入される方々に周知しながら、居住誘導していくという方向になると思います。

(吉村委員)

いろんな災害がこれからもっと激甚化してくるとなると、市町村が計画を立てて対応していくというのも今後変わってきてしまう。今大丈夫だけでも10年経てば駄目だな、っていうのも十分ありえますので、その辺少し整理しながら進めていかなければならないのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(井上課長)

委員おっしゃる通り、居住誘導に関して一番大事なことは、いかにその情報をきちっとお伝えするかということだと思います。国土交通省で開設している不動産情報ライブラリーというウェブサイトがございます。それを見ますと全体の地形図がありまして、現在のハザードの状況、それから例えば都市計画区域、用途地域の情報ですとか、あとは不動産価格の分布ですとか、立地適正化計画における居住誘導区域といったような情報が一元的に見れるサイトがございます。それは我々がそういった情報を国土交通省に提供しているんですけども、そういったものを見ると、どこが安全なのかというのが、ある程度わかりますので、そういったものも参考にしながら見ていただくということも有効なのかなと考えております。

(議長)

他にいかがでしょうか？

(寒河江委員)

今回の見直しで、安心して暮らせるための防災減災という、そういう項目が多く見られて、これはもつともだと思えます。この件に関してだけ言えることではありません。私は山形県農業会議の常設審議委員会として、3,000m<sup>2</sup> 超えの農地転用について審議を行っております。3,000m<sup>2</sup> 超えというと、宅地開発になりますけれども、審議していてそこで問題になるのが、雨水対策の基準についてです。各行政から当然慎重に検討されて上がってくるわけですから、十分審議されたものとして取り扱っています。しかしながら、例えば雨水排水に関わる、特に調整池について、これぐらいの規模であれば大丈夫であると示してくる基準が、一律ではないのです。例えば、過去50年で統計をとってこうでしたとか、7年でこうでしたとか。明確な基準がないものですから、我々もはっきりとした基準とは言えないのです。これを県、市町村が定める雨水、治水対策や、近年叫ばれている流域治水の考え方とともに、県として有識者から意見をいただくなどして、特に調整池などの設置基準を明確にしていく必要があるということ、最近痛感しているところです。過去の実績から推し量るのではなくて、どんどん温暖化で変な天候になっていますので、2割増し3割増しの対策を講じていくというスタンスで、県のほうで主導的に検討いただければと思います。これは本件だけでなく、全体的な意見として申し上げます。

(議長)

はい。気候変動に対して、今ご指摘いただいたような雨水対策を含めて様々な点について、国で検討を進めているところで、方針が定まり次第、県にも下りてくると思うんですけれども、なかなか我々が体感している気候変動や天候は大きいものですので、そのとおりだと思います。県としては、いかがですか。

(井上課長)

私どもでは開発許可を担っておりますが、降雨量につきましては、昨今の降雨状況に照らした技術的な基準といったものを、少しずつ見直してございます。やはり雨の量が多くなっておりますので、それに見合う、開発にあたっての技術基準の見直しということが、非常に大事になってくるところと思います。あとは流域治水の考え方ということでございますがどの程度効果があるかというのはあるかもしれませんが、まずは極力河

川に負荷をかけないということで、例えば、開発地に浸透柵を設置するとかですね、一時的に排水量のある程度調整していくことは、今後ますます重要になってくると思います。また、規模の算定方法についても今後見直していかなければいけないのではないかと考えています。

(議長)

今は特に地表はアスファルトやコンクリートで覆われておりますので、本当に各施設、各敷地、各住宅において浸透柵を設置して、雨を浸み込ませるということは重要だと思います。国の施策として都市部で盛んに行われている、グリーンインフラとかですね、そういうものがやはり都市部だけではなくて、山形のようなところでも、逆に自然の治水効果を活かして、いかに効果的にやっていくか、「緑のダム」とかですね。そういう考え方で取り組んでいくことはこれからもますます重要になってくると思います。

他にいかがでしょうか。

(小関委員)

ご説明ありがとうございました。2点ありまして、先ほどの質問とも重なるのですが、1点目が、原案について住民説明会で理解を得られているという話、また市町からも確認いただいているということでしたが、私が所属している大学が酒田にありまして、この度の災害で大変な状況になっているのを目にしております。それで、この度の災害後にこの区域マスタープランについて再度市町に確認をしていただいたかどうか。災害前と後では少し変わってくるのかなと思ひまして。住民の皆様には、なかなかそれは難しいと思うのですが、市町に確認いただいたかどうかお伺いします。

(井上課長)

はい。市町に対しての意見照会でございます。本案は令和6年7月19日付けで、酒田市、遊佐町に意見照会を行ってございます。そして8月16日に回答をいただいておりますので、ちょうど豪雨災害が発生した7月25日以降に回答をいただいております。

(小関委員)

はい、ありがとうございました。2点目についてですけれども、このマスタープランの中で災害対策について多く記載されていて、それはとてもいいなと思ひながら、拝見していました。しかしながら、説明資料の2枚目に記載の区域毎の将来市街地像において、酒田都市計画区域の中では、防災減災の取組や災害に強い都市づくりの記載があるのですが、八幡と遊佐には、もちろん都市機能を維持していきますという記載はあるの

ですが災害対策についての記載がなかったんですね。本文も拝見したんですけれども、そちらにもそういった記載がなかったので、酒田と同じような記載があるとよろしいのではないかなと思いましたので意見として出させていただきました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。

(井上課長)

ご意見ありがとうございます。基本的には災害の危険の高いところには、住宅を建てないような方向にするという表記はございますが、災害対策の部分に関して記述が不足するようなことがあれば、追加することも検討したいと思います。

(小関委員)

はい、ありがとうございました。本文の14ページ将来市街地像の酒田の⑨に記載されている内容が、八幡と遊佐にもあるとよろしいのかなと感じたところでした。

(議長)

はい。おそらく区域マスの中で、酒田は広域拠点ということで、具体についてはこのような記載になったのではないかなと思うんですが、今後市町村の都市計画マスタープランに落とし込まれたときに、地区別での対応方針は多分違うでしょうから、その辺はしっかりと書かれると思います。

いずれにしても、県が策定する区域マスは、非常に大きな方針を示しているものですので、そのような書きぶりになったのではないかと理解しておりました。

(井上課長)

議長より、広域拠点ということでの酒田都市計画区域での書きぶりの説明していただきましたが、やはり今回、災害も発生したということで、小関委員のおっしゃられたところの、本文14ページの「大震災や津波浸水、洪水による浸水、～」以降の文言をですね、各々の区域の将来市街地像に記載するか、最初の方の圏域の将来都市像の中に、まとめて入れ込みさせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

丁寧に書かれるということは大変結構だと思います。ではそのような対応ということで、小関委員よろしいでしょうか。



(議長)

他にございませんでしょうか。他に質疑がないようでありますので、これより採決いたします。それでは、議第1号に賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員でございます。よって本件については原案のとおり可決いたしました。

(議長)

続きまして、議第2号「高島都市計画道路の変更」について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、都市計画課 井上課長が説明)

(議長)

はい、ありがとうございます。ただいま説明のあった案件につきましてご意見、ご質疑はございますか。

(齋藤委員)

これは高島町から長年要望がでていたと記憶しております。高島町への意見照会ですが、どのように実施したのか教えていただきたいというのが1点と、竹森交差点は、大手コンビニエンスストアが確かあったと記憶しておりまして、交通量とか、また結構見通しが悪いという話を聞いておりまして、その辺を踏まえて計画変更における留意した点等いかがだったかお聞きしてもよろしいでしょうか。

(井上課長)

1点目の高島町への意見照会についてですが、高島町では、町の都市計画審議会に8月5日にこの計画を付議しまして、そこでの意見はありませんでした。その上で8月7日付けで県に対して意見なしの回答をいただいております。

2点目についてですが、日交通量は9,000台ぐらいということで、2車線の道路としては多いです。あと見通しについてですが、今回幅員を見直した中で、道路センターを通してありますので、線形は改善されております。

(齋藤委員)

警察との協議はどうなっているのでしょうか。

(井上課長)

はい、警察からも意見は頂いております。

(齋藤委員)

丁字路の見通しについては。

(井上課長)

この丁字路については、先が町道となりますので、町で現在整備に向けた検討をしていると聞いております。今回の県の計画では交差点の隅切り部分までとしておりますので、町道部分については、町で今後計画変更をすると聞いております。

(齋藤委員)

せっかくでございますので、清野交通規制課長からも、何かご意見ございましたらお願いします。

(鈴木(邦)[清野]委員)

協議いただいた件ですけれども、現在、歩道が設置されているところとされていないところがあります。当然、車両の通過交通もありますし、通学路としての安全を確保するためには歩道設置は本当に必要なことだと思っております。なお竹森交差点ですけれども、現在は横断歩道橋が設置されております。今回の道路の改良に伴って、その移設等の作業が出てくるかと思っておりますので、それにつきましては道路管理者と連携を取りまして、歩行者の安全を確保する対策をとってまいりたいと考えております。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。

(齋藤委員)

承知しました。問題意識は共通の認識の上に立っているようですので、ぜひそういった認識に立って整備を進めていただくようよろしくお願いします。

(議長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(小松委員)

1点だけ確認です。今回の変更で、車両通行の速度規制等に影響はないのでしょうか。

(井上課長)

設計速度は60kmとなっております。速度規制は特に、今後警察で決められると思います。

(小松委員)

警察のほうで、この変更で影響ないということでしょうか。

(井上課長)

はい、ただやはり3種の道路、地方部の道路となったということで、車道幅員が広がることとなりますので、ある程度、車両のスピードが上がることは懸念されるかと思いますが、交差点周辺は特に、歩行者の安全性、例えばボラードですとか、防護柵ですとか、路面標示ですとか、そういったところで、安全対策を講じられるように、地元や警察との協議を行ってまいりたいと思います。

(小松委員)

設計速度の変更の流れは存じ上げておりましたが、警察が、その後交通規制等検討されるときに影響はないよねという確認でした。

(井上課長)

ない、と思っております。

(議長)

他にございませんでしょうか。質疑がないようでございますので、これにより採決いたします。議第2号に賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員でございます。よって本件については原案のとおり可決いたしました。それでは、以上をもちまして本審議会に付議されました案件は全て終了しました。知事に対する答申文の作成につきましては、私にご一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議を頂きありがとうございました。これもちまして本日の審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

(終了 15時30分)

令和6年8月29日